

令和5年6月20日

明道小学校 保護者の皆様

明道小学校 校長 後藤世志哉

■□■□携帯電話・SNSの利用についてのお願い■□■□

近年、携帯電話（SNS）利用トラブルの相談が寄せられます。

内容は、「他県の、SNS仲間に、つけまわされている」「顔見知りの友だちと、SNS上でトラブルが起こっている」「ゲーム代として知らない間に、高額の金銭請求があった」などです。さらに、「他県において」は、不適切な画像を送付してしまい、住所等の個人情報が拡散し、とても心労を子どもが背負う事件が、発生しています。

本校では、そのような状況を受け、弁護士による人権教育（5・6年）、都城警察署による、非行防止教室、専門家による、スマホ携帯安全教室を、3～6年を対象に実施し、事件発生予防に努めます。なお、学級でも機会をとらえて、SNS やネットトラブルについては、繰り返し指導を行っています。

もちろん、人権的に問題のある発言（相手をなじるような発言）や、罪に問われるような発言（脅し言葉）等が、「本校の子ども同士で発生」した場合、学校でも指導は行われます。しかし、携帯電話自体が途方もない「個人情報」源であり、学校職員による、内容等の確認操作は権限外であること、被害・加害相手が本校児童以外の方であった場合は、学校での捜査権限・能力は「皆無」であること等、学校による、携帯電話・SNS事件の抑止力には「限界」があります。

そう考えますと、次のことが、【子どもを SNS 被害から守るポイント】になります。

- ① 携帯電話は与えない。与えるとしたら、GPS携帯（子ども見守り携帯）とする。
- ② 携帯電話を与えるなら、フィルタリングを、店舗で確実に行った上で与える。
- ③ 携帯電話を与えるなら、メールやSNS 等で、不適切な言動が行われていないか、動画配信アプリ（Youtube、TikTok 等）などで、不適切な動画アップロード等が行われていないかなどを、保護者が「確認する権限」を有する「約束」をして、与える。
- ④ 携帯電話を与えるなら、使用時間の約束を行い、「充電」は、居間など、保護者の目の届くところでしか行わせないことを約束して、与える。（夜、こっそり使うことを防ぐため）
- ⑤ SNS 上で、見知らぬ相手との、大きな人権トラブルが発生したら、**速やかに「都城警察署（担当：生活安全課）に連絡」して、助けを求める。**

なお、都城市の全小学校では、「携帯電話、スマートフォン等は、小学生は、【原則として所持しない（購入しない）】と定められていることを承知ください。また、これまでの私の経験から、事件があったからと言って、「一度与えた携帯を取り上げること」は、親子関係において、「ほぼ不可能である」ことも、承知ください。

その他、持ち帰りのクロームブックによる「不適切なサイト」へのアクセスが稀に、散見されます、子どもたちのクロームブックの活用ログ（履歴）は、リアルタイムでも、後のログチェックでも教師が確認できます。学校としても、クロームブックの利活用については、配慮してまいります。不適切な活用が発見された場合は、学校で指導・約束後、その内容を、ご家庭にもお伝えします。（お勉強・学校が許可する以外の活用は不可と伝えています。）

大人、みんなで、子どもを守る、「強い意思」が、必要な時代になりました。